

香取広域市町村圏事務組合告示規則

平成18年3月27日

規則第9号

(趣旨)

第1条 香取広域市町村圏事務組合告示は、別に定めのあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(告示の公示等)

第2条 告示の公示は、香取広域市町村圏事務組合規約（昭和46年9月3日千葉県指令1984号）第3条に規定する構成市町の掲示場に掲示してこれを行う。

(手続)

第3条 告示は、告示番号、告示文、年月日及び管理者名を記入して、管理者印を押さなければならない。

(準用)

第4条 前2条の規定は、管理者の行う公告又は公表にこれを準用する。

附 則

この規則は、平成18年3月27日から施行する。